

# GCAコロナガイドラインを策定しました

令和2年9月3日策定  
一般社団法人 東京ガラス外装クリーニング協会

## 1. 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）では、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくには、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し実践することが必要になる」とされたところである。

特にガラス外装クリーニング業では、ガラス外装クリーニング業務を通して、感染拡大の予防（従業員が感染しない、従業員が感染を広げない、施設内外における交差感染を防ぐ）と社会経済活動の両立を図っていくに当たって、サービスを提供する施設の用途に応じて具体的な感染予防を検討し実践することが重要である。

このためガラス外装クリーニング業界においては、政府の基本的対処方針を踏まえて、専門家会議提言において示された感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践例も踏まえつつ、基本的な考え方と取り組み、具体的には、①従業員の感染予防対策や健康管理、②各ガラス外装クリーニング事業者が受託する多種多様な施設の建物オーナーや管理会社（事務所施設、商業施設、病院、公共施設等）との協働による個々の施設の実情に応じた感染予防対策及び施設利用者に対する協力依頼・情報発信に関して、本ガイドラインを定めることとする。

なお、ガラス外装クリーニング業は、外部のガラス外装クリーニングだけでなく内部のガラスクリーニングも行うことも多いことと、内部のガラスクリーニングの方が接触するものが多いのでガイドラインのメインとして定めることとする。

また、新型コロナウイルスの最新の知見や今後の各地域の感染状況等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととする。

## 2. 感染防止のための基本的な考え方

ガラス外装クリーニング業は、社会活動を維持するために企業活動の維持に必要不可欠であり事業継続が求められている。

ガラス外装クリーニング業務を提供する施設においては、建物オーナーや管理会社の意向を確認し、施設の規模や利用の形態を十分に踏まえ施設内外及びその周辺地域において、従業員の他、施設利用者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため最大限の対策を講じつつサービスを提供する必要がある。

特に、

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集場所（多くの人が密集している）
- ③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

という3つの条件、いわゆる「三つの密」が重なる

場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、作業における三つの密を避けることはもちろんのこと、施設内外に三つの密が生じる場があれば、ガラス外装クリーニング業の立場から建物オーナーや管理会社に対して報告することも必要である。

また、ガラス外装クリーニング事業者の自社内勤務に当たっては、事務所内で三つの密を回避するとともに、業務に応じて可能な限りテレワークやオンライン会議の導入、時差通勤を行う。

なお、従業員への教育も小グループでの実施や、可能な限りオンライン教育を導入する。

本ガイドラインは、ガラス外装クリーニング業務を通して、感染拡大の予防（従業員が感染しない、従業員が感染を広げない、施設内外における交差感染を防ぐ）を徹底することを趣旨とする。

### 3. リスク評価

ガラス外装クリーニング事業者は、建物オーナーや管理会社と連携し、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である①接触感染と②飛沫感染のそれぞれについて従業員や施設利用者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

#### 1) 接触感染のリスク評価

不特定多数の者が共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。

作業を行う上での高頻度接触部位（例：窓ガラス、窓の開閉ハンドル、ドアやドアノブ、タッチパネル、空調・電気・トイレの各種スイッチ、蛇口、手摺り、エレベーターのボタン、テ

ーブル等）には特に注意する必要がある。

#### 2) 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内外で大声などを出す場所がどこにあるか等を評価する。

特に食事をとる場所や喫煙スペースはマスク非着用の場所であるため、リスク評価にあたり留意する。

## 4. 具体的な対策

#### 1) 従業員（自社内勤務者含む）の感染管理

- ・石けんや流水による手洗い（30秒以上）の徹底を図る。
- ・マスクを着用し、咳エチケットの徹底を図る。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。従業員が自己管理している場合は、こまめに洗濯するよう徹底を図る。
- ・出勤前に体温を計測し、発熱や症状がある場合は管理者等に報告し、出勤しないことを徹底する。なお、各施設でも体温計を常備し、勤務中に具合が悪くなった従業員は直ちに帰宅させる。
- ・朝夕礼時には各従業員の体調を確認する。
- ・新型コロナウイルス感染症と診断された場合や新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに管理者等に報告することを徹底する。また、管理者は当該従業員が従事する施設の建物オーナー及び管理会社に報告する。

- ・管理者は、自宅待機となった従業員等の健康状態を毎日確認し記録する。  
これらの報告を受ける管理者は取り扱う情報の範囲を定め従業員に周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症についての相談については、「管轄の保健所」、「帰国者・接触者相談センター」の連絡先を従業員に周知する。
- ・従業員同士、従業員と管理者等との報告・連絡・相談はメール及び携帯電話にて行うことが望ましい。
- ・会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ・高齢者や重症化リスクの高い持病を持つ従業員については、より徹底した健康管理等を行う。
- ・高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には体調管理をより厳重にする。
- ・夏季は、マスク等の着用による熱中症の危険性が高まるため、こまめに休憩と水分補給を行う。
- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・家に帰ったらまず手や顔を洗い、できるだけすぐにシャワーを浴びて着替える。
- ・本ガイドラインに示した対策やマスク・手袋等の个人防护具の着脱について、作業前の十分な教育が必要である。特に外国人従業員には日本語能力に応じて教育方法に配慮する。

## 2) 施設内外における清掃の対応策

施設内外における清掃の対応策については、建物オーナーや管理会社の確認を得て行う。

### ①基本原則

清掃は、施設内の交差感染を防止する重要な役割を果たす。

施設内での接触感染を防ぐために、清掃作業で接触する可能性が高い高頻度接触部位（例：窓ガラス、窓の開閉ハンドル、ドアやドアノブ、タッチパネル、空調・電気・トイレの各種スイッチ、蛇口、手摺り、エレベーターのボタン、テーブル等）については、接触後に消毒用エタノールなどで消毒することが望ましい。なお、手が触れることが少ない高所部分の清掃は通常の清掃を基本とする。

### ②内部ガラス清掃の対応策

- ・作業前後（作業時間が長い場合は作業中でも適宜）に石けんや流水による手洗い（30秒以上）及び手指消毒を行う。なお、手洗い設備がない場合は擦式アルコール製剤を使用する。
- ・マスクを着用し、洗っていない手で目、鼻、口に触れない。
- ・使い捨て手袋を着用する。
- ・作業前及び作業中は施設の換気を行う。（空気の入れ替えができるよう2つの窓を開けるなどの対応も考えられる）
- ・室内の換気の徹し空調設備等の点検を行い、室内の換気が適切に行われているか確認する。
- ・人との接触を避け、ソーシャルディスタンスを保ち対人距離を確保（できるだけ2mを目安に最低1m）しながら作業する。
- ・作業中に頻繁に触れる箇所を特定し触れる数が最低限になるよう工夫する。

特に、ガラス清掃作業中に、窓を開けた場合は窓を閉めた時に触った窓の開閉ハンドルは必ず消毒してからその場を離れる。

- ・作業後又はフロアやテナントごとに資機材（例：シャンプー・スクイジー・伸縮ポール・スクレイパーなど）の手入れと消毒を行う。熱水処理する場合は80℃で10分間の処理を基本とする。特に、複数人で共用するものは念入りに消毒を行う。なお、フロアやテナントごとにバケツの水を変える、ウエスを洗うことが望ましい。
- ・接触感染を防止するため建物オーナーや管理会社との間で窓ガラス近くにあるものは移動してもらいたい旨を事前に依頼し確認をもらっておくことが望ましい。仮に窓ガラス近くに物があつた場合、感染防止のため触れて移動はせず、ガラス清掃は行わずに建物オーナーや管理会社にその旨を報告することが望ましい。
- ・ガラス清掃はスポットで定期的に行うので、感染リスクを抑えるためにも施設利用者が少なくテナントが休みの週末土日に行うことが望ましい。
- ・感染リスクを抑えるために、建物内の人が少なくなる昼休みなどの休憩中に内部ガラス清掃を集中して行うなどの配慮を行う。
- ・清掃作業は早出作業による時差出勤を行うことで人で混み合う時間帯を回避し、通勤時の感染対策も考慮することが望ましい。
- ・車両通勤や現場を移動する際に車を利用する場合は、車内の手がよく触れる箇所の清掃と消毒を行う。
- ・複数人で乗車する場合は、マスク着用及び換

気を行う。

- ・建物オーナーや管理会社への報告・連絡・相談はメール及び携帯電話にて行うことが望ましい。

### ③外部のガラス及び外装の清掃の対応策

- ・基本的に②内部ガラス清掃の対応策の中で関係しているものを取り入れる。  
特に、外部清掃の場合は、施設内では屋上で準備作業があるので、高頻度接触部位は、エレベーターのボタン、階段の手摺り、屋上のドアノブが挙げられ、これらの接触後に消毒用エタノールなどで消毒することが望ましい。
- ・外部のガラス及び外装の清掃作業は、直接太陽が当たり高温多湿という環境下になるため、マスク着用は熱中症のリスクが高まる恐れがあるので人ととの距離が少なくとも2m以上確保できるようであればマスクを外しても良い。  
(厚生労働省：令和2年5月29日策定「新しい生活様式における熱中症予防行動のポイント」から引用)
- ・マスクを着用しなくてはならない外部作業の場合、マスクをしていると心拍数や呼吸数、血中二酸化炭素濃度、体感温度が上昇するなど、身体に負担がかかり熱中症にかかる恐れがさらに高まるため、強い負荷のかかる作業は避けて、こまめな水分補給と十分かつ頻繁な休憩を行う。  
なお、マスクを着用していない作業であっても熱中症を回避するため、こまめな水分補給と十分かつ頻繁な休憩は必要である。



- ・建物オーナーや管理会社への挨拶や報告は、施設外部にいる場合が多いのでインターフォン越しにメール及び携帯電話にて行うことが望ましい。

#### ④従業員控室がある場合

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。  
また、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に最低1m）するよう努める。
- ・控室は、常時換気することに努める。  
（空気の入れ替えができるよう2つの窓を開けるなどの対応も考えられる）
- ・共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に清掃・消毒する。
- ・コップや手拭き用タオルなどは共用しない。
- ・入退室前後（汚染されている可能性があるユニフォームや作業靴の着脱後にも留意）に石けんや流水による手洗い（30秒以上）及び手指消毒をする。

#### ⑤その他

- ・感染防止を目的に密にならないようにするため施設利用者を整理する。
- ・発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人は入場

しないように呼びかける。

- ・施設出入口に手指消毒設備を設置する。
- ・テナントビル等は入居者の発症情報が確認された場合は来訪者の入場制限を行う。

## 5. おわりに

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症が発生していない施設を想定した感染予防対策である。発生した施設でガラス外装クリーニング業務を行う場合は、建物オーナーや管理会社、保健所等と連携を図りながら、従業員の安全を確保するために適切な対応を行う。

大切なことは、基本に忠実に常に安全確保で作業を行うことであり、管理者は従業員への情報提供、教育・訓練を徹底することである。

ガラス外装クリーニング事業者は、緊急事態宣言時も国民生活・国民経済の安定確保、企業活動・治安の維持、すなわち社会的に必要な機能を維持するために不可欠な事業者として位置付けられている。

ガラス外装クリーニング業務を継続して提供できるよう各施設の建物オーナーや管理会社と連携を図り、各施設の実情に合わせた仕様や作業内容や計画の見直し、各事業者の実情に合ったマニュアル等の整備を徹底されたい。